

# 令和6年度はじめての障がい者雇用支援事業業務委託 業務仕様書

## 1 目的

令和6年4月から障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第43条に規定する障害者雇用率(以下「法定雇用率」という。)が段階的に引き上げられることから、法定雇用率を達成できない企業や、新たに障がい者雇用に取り組まなければならない企業の増加が懸念される。

また、令和4年度に実施した「三重県障がい者雇用・定着実態調査」によると、企業が障がい者雇用を検討するうえで不安な点(課題)は、「会社内に適当な仕事があるか」が最も多く、加えて、現在、障がい者を雇用していない事業所が「現状では難しい」または「考えていない」とする理由は、「障がい者に適した業務がないから」が最も多くなっている。

このため、主に障がい者雇用課題を抱える企業に専門家をコンサルタントとして派遣し、障がい者に行ってもらえる業務の切り出し(職域開発)や受入れ環境整備などについて支援を行うとともに、企業の実情に応じた相談に随時応じる伴走支援を行うことで、県内企業における障がい者雇用の拡大を図ることを目的とする。

## 2 契約期間

契約日から令和7年3月21日(金)

## 3 業務内容

### (1) 業務スケジュール

業務スケジュールは、次のとおりとする。

なお、スケジュールを変更する場合は、事前に県と協議するものとする。

月	実施内容	参考
4月	広報資料作成	
5月	広報	
6月	事業説明会(県内3か所/オンライン併用)	
7月		
8月		三重県「産・福・学」障がい者雇用情報交流会開催
9月		障害者雇用支援月間
10月	・ 専門家による職域開発などの支援 ・ 相談支援(随時)	
11月		県内ハローワークで、障害者就職面接会開催
12月		
1月		
2月		障がい者雇用促進フォーラムみえ開催
3月	事業完了報告	

(2) 対象企業

対象企業は、常用雇用労働者数が 40.0 人以上の県内企業（以下「企業」という。）とする。なお、常用雇用労働者数が 40.0 人未満の企業であっても、障がい者雇用に意欲のある企業は本事業の対象とする。

また、次の企業は特に優先的に対象とする。

ア 法定雇用率の対象企業で、雇用障がい者数が 0 人である企業

イ 法定雇用率の対象企業で、雇用障がい者数が不足している企業

※ 対象企業リストについては、令和 5 年 6 月 1 日時点の法定雇用対象企業リストは三重労働局、常用雇用労働者数が 40.0 人以上 43.5 人未満の企業リストは民間調査会社等から入手すること。

(3) 広報資料作成

本事業の広報チラシを令和 6 年 4 月 30 日（火）までに作成する。

(4) 広報

本事業の内容等について、対象企業に郵送するとともに、事業についてホームページ等により広く広報する。

(5) 事業説明会

北勢地域、中勢地域、南勢地域（※）で各 1 回以上開催するとともに、オンラインでの配信を 1 回以上行うこと。また、県内の障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等と連携して広報を行うこと。

※ 北勢地域とは、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町の 5 市 5 町とする。

中勢地域とは、津市、伊賀市、名張市の 3 市とする。

南勢地域とは、松阪市、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の 6 市 10 町とする。

(6) 専門家による職域開発

ア 希望する企業（25 社以上）に、障がい者雇用の専門家（※）を派遣（各社 3 回程度）し、業務切り出しや受入環境整備などの支援を行う（現地での支援を基本とする。ただし、派遣先企業からの要望、その他県が認める場合は、Web 会議システムを利用して実施する。なお、Web 会議システムの利用環境等の確保は、受託者の責任において実施し、必要に応じて、メールや電話等によるフォローを実施する。

イ 就労を希望する障がい者の実習や委託訓練の実施を支援する。

ウ KPI（重要業績指標）は、上記ア及びイの支援を実施した企業がハローワークへ求人票を提出した件数（県内に本社のある企業 10 社以上）とする。

※「障がい者雇用の専門家」とは、障がい者の就労支援事業所での勤務や、企業で障がい者雇用の人事労務経験があるなど、障がい者雇用に関して相当程度のノウハウや実務経験を有し、かつ企業への就労につなげた支援実績のある者（社会福祉士や社会保険労務士などの有資格者であることが望ましい。）とする。

(7) 相談支援（随時）

障がい者雇用に関する企業からの相談を電話、オンラインまたは電子メール等により随時受け付け、課題解決を支援するとともに、雇用につなげ

るための情報提供を行う。

(8) その他付随業務

上記(1)から(7)の業務を実施するにあたっては、ハローワークなど関係機関と情報共有を行う。また、県と打合せを行った場合は、打合せ記録(日時、場所、出席者、打合せ内容を記録する。様式は任意とする。)を作成する。

(9) 企業等支援記録票の提出

ア 企業等支援報告書(第1号様式)

契約日以降、企業支援(相談を含む。)を行った日が属する月の翌月10日までに、パスワード設定した電子データで提出すること。また、前記(8)の打ち合わせを行った場合は、その記録を県にパスワード設定した電子ファイルで提出すること。

また、3月に支援を行った場合は、業務完了日までに提出すること。

イ 業務完了報告書(第2号様式)

事業完了後に、パスワード設定した電子データで提出すること。

#### 4 受託上の留意点

- (1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

#### 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

#### 6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、原則、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。ただし、県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。

なお、上記3(6)ウのKPI(重要業績指標)に満たない場合は、協議により委託料の減額を行う場合がある。

#### 7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 8 その他特記事項

- (1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 9 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班

電話番号 059-224-2510 FAX番号 059-224-3024

メールアドレス syurou@pref.mie.lg.jp

担当 森下、相賀

第1号様式

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受託者

企業等支援報告書（ 月分）の提出について

令和 年 月 日付で受託した令和6年度はじめての障がい者雇用支援事業  
業務委託について、下記のとおり企業等へ訪問を行いましたので報告します。

記

訪問企業 社  
(訪問内容は別添「企業等支援報告書」のとおり。)

事務担当者  
受託者所属  
担当者名  
電話 メールアドレス



【 企業等支援記録票 】		受付番号	
		業種	
企業等名称			
住所			
担当者		電話番号	
メールアドレス			
訪問日	令和 年 月 日 ( )	訪問者	
障がい者雇用の状況 1 現在雇用している障がい者数 人 2 令和5年6月1日時点の法定雇用率達成状況 % 過不足人数 人 3 現在の障がい者の仕事（配属先/業務内容）			
支援企業等の課題、支援して欲しい内容等			
支援を行った内容			

求人票提出の有無





第2号様式

令和 年 月 日

三重県知事 あて

受託者名

業務完了報告書

令和 年 月 日付けで受託した令和6年度はじめての障がい者雇用支援事業業務委託について、下記のとおり業務が完了したことを報告いたします。

記

- 1 受託業務名  
令和6年度はじめての障がい者雇用支援事業業務委託
- 2 契約金額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 実施に要した経費の額  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
内訳は、別添「経費内訳表」のとおり。
- 4 契約の締結  
令和 年 月 日（ ）
- 5 履行期限  
令和 年 月 日（ ）
- 6 履行完了日  
令和 年 月 日（ ）
- 7 実施報告  
別添「企業等訪問記録表」のとおり実施しました。